

## お知らせ

### ワシントン条約：附属書改正に伴う種の掲載追加等について

令和 2 年 7 月 31 日  
経済産業省貿易経済協力局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約第 18 回締約国会議（令和元年 8 月、スイスにて開催）において同条約附属書の改正が決定されましたが、一部の種については令和 2 年 8 月 28 日付けで附属書に掲載され同日効力が発生するところです。

具体的（別紙参照）には、

- ・新たにクロナマコ科 3 種及びセンダン科ケドレラ属全種が附属書Ⅱに掲載
- ・ボリビア及びブラジルを原産とする種（セトロ）は附属書Ⅲから削除され、附属書Ⅱに掲載となります。

令和 2 年 8 月 28 日以降、別紙の動植物種を含む貨物を輸出入される場合には、外国為替及び外国貿易法に基づく手続きが新たに必要となる種やこれまでの手続きと異なる種が含まれていますので、十分ご注意ください。また同日より前に輸出する貨物については、日本における国内手続きは掲載前の附属書に基づく手続きとなりますが、同日以降に相手国に到達する場合、掲載後の附属書に基づく手続きが必要となります。附属書改正に伴う輸入手続きについては、別添「（お知らせ）ワシントン条約附属書改正掲載種の追加及び削除の発効に伴う我が国の輸入手続きについて」を御確認ください。

なお、このお知らせは、ワシントン条約事務局が発出した事務局通報（「NO.2019/047」「NO.2019/052」、以下の URL 参照）から仮訳・構成したものです。今後、最終的に詳細な文言等が変更となる可能性があります。あらかじめご了承ください。（仮にこのお知らせと事務局通報の内容が異なる場合は、事務局通報が優先されますのでご注意ください）

<https://www.cites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2019-047.pdf>

<https://www.cites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2019-052-.pdf>

ご不明な点がありましたら、下記のところまでお問い合わせ下さい。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723

## ワシントン条約第18回締約国会議における附属書改正事項（令和2年8月28日より効力が発生する種）一覧

## ●新たに附属書IIに掲載される種

FAUNA 動物、ECHINODERMATA（棘皮動物門）								
整理番号	綱	目(学名)	目(和名)	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)	
1	HOLOTHUROIDEA ナマコ綱	ASPIDOCHIROTIDA	楯手目	Holothuriidae	クロナマコ科	Holothuria fucsgilva  Holothuria nobilis  Holothuria whitmaei	[熱帯ナマコ類] ホロトゥリア・フスコギルヴァ  ホロトゥリア・ノビリス  ホロトゥリア・ワイトマエイ	
FLORA 植物								
整理番号	科(学名)		科(和名)		種(学名)		種(和名)	
2	Meliaceae		センダン科		Cedrela spp. (with annotation # 6 ; Logs, sawn wood, veneer sheets, plywood) (populations of the Neotropics)		ケドレラ属全種 [セドロ] (注釈6: 丸太、製材品、薄板、合板) (新熱帯地域の個体群に限る)	

◆ワシントン条約附属書Ⅲから削除され、附属書Ⅱに掲載される種

学名等	一般的和名等	掲載国名
【FLORA】	【植物】	
<p>≪Meliaceae≫            Cedrela fissilis            [Cedro, South American cedar]</p> <p>Cedrela lilloi            [Cedro]</p> <p>Cedrela odorata            [Spanish cedar; Cedar; West Indian cedar; Cederwood; Stinking mahogany; Cigar-box cedar]            (In addition, the following countries have listed their national populations: Colombia, Guatemala and Peru)</p>	<p>≪センダン科≫            セドロ</p> <p>セドロ</p> <p>スパニッシュシーダー、セドロ            (コロンビア、グアテマラ及びペル            ーの個体群)</p>	<p>ボリビア、ブ            ラジル</p> <p>ボリビア、ブ            ラジル</p> <p>ボリビア、ブ            ラジル</p>

お知らせ

ワシントン条約附属書改正掲載種の追加及び削除の発効に伴う  
我が国の輸出入手続きについて

令和2年7月31日  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
野生動植物貿易審査室

ワシントン条約第18回締約国会議（令和元年8月、スイスにて開催）において、同条約附属書の改正が決定され、一部の種を除き、その効力は令和元年11月26日から発生しました。

その一部の種であるクロナマコ科3種及びセンダン科ケドレラ属全種は、令和2年8月28日（金）付けで附属書に掲載され同日効力発生となります。また同日付けで、ボリビア及びブラジルを原産国とする種（セドロ）が附属書Ⅲからは削除され、附属書Ⅱに掲載されます。今回の発効内容については「お知らせ・ワシントン条約：附属書改正に伴う種の掲載追加等について」をご確認ください。

本改正に伴う我が国の輸出入手続きの取扱いについて以下のとおりお知らせします。

※本お知らせの内容については、必ず最新の情報をご確認の上、輸出入の手続きを行っていただけますようお願い致します。

**1. 附属書Ⅱに種が新たに「追加」されるクロナマコ科3種及びセンダン科ケドレラ属全種について**

○ワシントン条約附属書の改正により新たに条約の適用を受ける種の標本（動植物の個体、個体の部分又は派生物をいう。以下同じ。）を輸入する場合、改正附属書の効力発生日の前日（今回の場合は令和2年8月27日）までに、税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられた場合には、条約の適用を受けない種という取扱いで従前の例により輸入することができます。

ただし、クロナマコ科3種のうち、「ホロトゥリア・フスコギルヴァ」について、我が国は留保しますので、効力発生後も条約の適用を受けない種という取扱いで従前の例により引き続き輸入することができます。

○新たに条約の適用を受ける種の標本を輸出する場合、改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸出が許可され、当該貨物の輸出先国（輸入国）における輸入予定日が同附属書の効力発生日より前の場合には条約の適用を受けない種という扱いで従前の例により輸出することができます。

ただし、輸出先国（輸入国）において改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合には、輸出先国（輸入国）より、改正附属書に基づくCITES輸出許可・再輸出証明書の提示を求められる場合がありますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容についてご確認いただきますよう、お願いいたします。

なお、クロナマコ科3種のうち、「ホロトゥリア・フスコギルヴァ」について我が国は留保します

が、効力発生後も外為法に基づき輸出手続が必要です。

## 2. 附属書Ⅲから「削除」されるポリビア及びブラジルを原産国とする種（同時に附属書Ⅱに掲載されるので附属書Ⅲから附属書Ⅱへ移行した場合）

○附属書Ⅲから附属書Ⅱへ移行した種の標本を輸入する場合、改正附属書の効力発生日の前日までに、税関に対して輸入申告され、かつ、以下①～③の条件をすべて満たしていれば、附属書Ⅲ掲載の貨物として輸入することができます。

- ①輸出国管理当局が発給した CITES 輸出許可・再輸出証明書にある附属書の欄に附属書Ⅲとの記載がある。
- ②同許可書の発行日が改正附属書の効力発生日の前日より前である。
- ③当該貨物の輸入申告日が同許可書の有効期限内である。

なお、上記の各要件を満たさず改正附属書の効力発生日までに日本への輸入が行われなかった場合、効力発生日以降は附属書Ⅱ掲載の貨物として扱われるため、附属書Ⅲ掲載の貨物として取得した CITES 輸出許可・再輸出証明書を使用した貨物の輸入は認められません。この場合、これら貨物が日本へ到着していても輸入が認められず輸出国・再輸出国へ返送していただくこととなりますのでご注意ください。

○附属書Ⅲから附属書Ⅱへ移行した種の標本を輸出する場合、以下①～③の条件をすべて満たしていれば、附属書Ⅲと同じ扱いで輸出することができます。ただし、輸出先国（輸入国）において改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合、附属書Ⅱ掲載の貨物として扱われることにより、輸出先国（輸入国）において輸入ができない可能性がありますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容についてご確認いただきますよう、お願いいたします。

- ①我が国管理当局が発給した CITES 再輸出証明書にある附属書の欄に附属書Ⅲとの記載がある。又は原産地証明書（日本原産である場合に限る。）がある。
- ②同証明書又は原産地証明書の発行日が改正附属書の効力発生日の前日より前である。
- ③当該貨物の輸出先国（輸入国）における輸入予定日が改正附属書の効力発生日の前日より前である。

（本件問い合わせ先）  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
野生動植物貿易審査室  
03-3501-1723（直通）